

ID: 3031

担当部署: 経済部 産業振興課

<p>処分の概要</p>	<p>共済事業を行う組合の業務の停止若しくは役員解任の命令又は共済規程の認可の取消し</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>中小企業等協同組合法 第106条の2第5項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和24年法律第181号</p>		
<p>【基準】 法第106条の2第5項の規定による。 (共済事業に係る監督上の処分) 第106条の2 5 行政庁は、共済事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、若しくは第9条の6の2第1項(第9条の9第5項又は第8項において準用する場合を含む。)の認可若しくは第9条の7の2第1項(第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の認可を取り消し、又は第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会については、第27条の2第1項の認可を取り消すことができる。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 31 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和元年 6 月 21 日</p>